

千代田区 住宅付建築物の耐震化促進助成制度のご案内

令和7年4月時点

区では、千代田区内に存する住宅付建築物の耐震改修や建替えに要する費用を助成することにより、地震時における建築物の安全性の向上を図り、安心して生活できる災害に強いまちづくりを目指して取り組んでいます。

本助成制度の積極的な活用をお願いいたします。

耐震改修等（耐震改修・建替え）

対象となる建築物

千代田区内に存する民間建築物で、次の各号に該当する建築物が対象です。
詳しくは窓口でご相談ください。

- (1) 木造以外の建築物
 - (2) 建築物の過半の用途が住宅以外である建築物
 - (3) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物
 - (4) 建築物の所有者が居住する住戸を含む建築物
 - (5) 耐震診断の結果、耐震性が不足している建築物
- ※ 建築基準法上の違反がある場合には是正することが条件です。

対象となる所有者

- (1) 個人（個人事業主の方はお問い合わせください）
- (2) 中小企業基本法に定義される中小企業者相当である者

助成金の内容

耐震改修または建替えに要する費用のうち、住宅部分にかかる費用に対して、道路の種類に応じて、下表の助成率・助成限度額の範囲で助成します。（緊急輸送道路については、裏面をご確認ください。）

緊急輸送道路沿道		一般道路沿道	
助成率	助成限度額	助成率	助成限度額
2/3	430万円	23%	150万円

※耐震改修等に要する費用は、51,200円/㎡を限度とします。

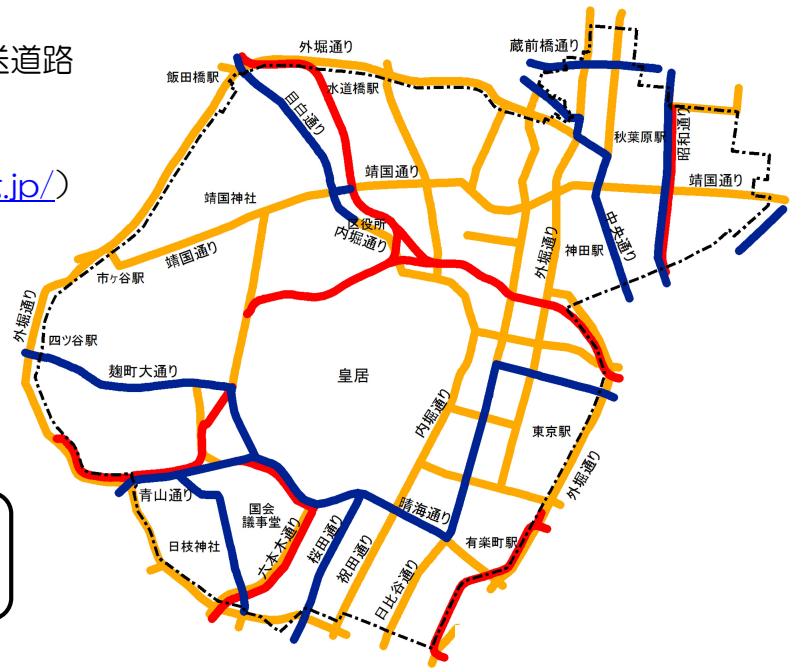
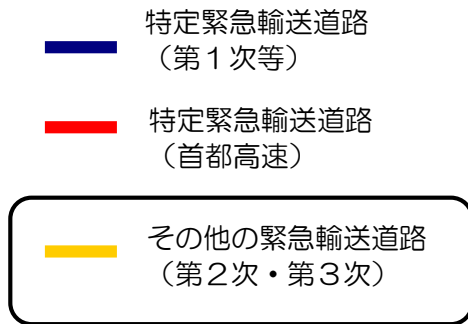
【ご注意ください】

- ※耐震改修等の契約は、必ず交付決定後（着手年度の事業費が0円の場合は事業計画承認後）に行ってください。
- ※助成対象費用には、消費税を含みません。
- ※助成金額は、千円未満を切り捨てて算出します。
- ※申請には、三者の見積りが必要です。（建替えの場合は、耐震改修工事を行った場合の見積りも必要です。）
- ※耐震診断・補強設計は、「建築物の耐震化促進助成制度」をご利用いただけます。
- ※申請の際は、要綱をご確認のうえ、必ず事前に裏面の問い合わせ先までご相談ください。
- ※各申請に必要な添付書類は要綱に記載していますので、ご確認ください。
- ※予算額に達する場合は、年度途中で締め切る場合があります。

緊急輸送道路

東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路
(右図参照)

詳細は、東京都耐震ポータルサイト
(<http://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>)
で確認してください。



計算例

住宅		階	用途	面積	共用部
事務所		10階	住宅	120㎡	30㎡
事務所		9階	事務所	120㎡×8層	30㎡×8層
事務所		-2階		960㎡	240㎡
事務所		1階	駐車場	120㎡	30㎡
事務所		合計	専用部計	1,200㎡	(300㎡)
事務所			全体	1,500㎡	
駐車場					

《建物規模》

延べ 1,500 ㎡ 共用部各階 30 ㎡

用途 1 階：駐車場 2～9 階：事務所 10 階：所有者住宅 (120 ㎡)

《改修費用 (建物全体)》

① 51,200 円/㎡×1,500 ㎡=76,800,000 円

② 58,500,000 円 (耐震改修業者による見積もり)

《助成額》

緊急輸送道路沿道の場合

$58,500,000 \text{ 円} \times 120 \text{ ㎡} / 1,080 \text{ ㎡} \times 2/3 = 4,333,000 \text{ 円} > 430 \text{ 万円} \rightarrow 430 \text{ 万円}$

一般道路沿道の場合

$58,500,000 \text{ 円} \times 120 \text{ ㎡} / 1,080 \text{ ㎡} \times 23\% = 1,494,000 \text{ 円} < 150 \text{ 万円}$

$\rightarrow 149.4 \text{ 万円}$

$$\begin{array}{r} \text{専用部計 } 1,200 \text{ ㎡} \\ - \text{ 駐車場 } 120 \text{ ㎡} \\ \hline = 1,080 \text{ ㎡} \end{array}$$

<問合せ先>

千代田区環境まちづくり部建築指導課構造審査係

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

電話 03-5211-4313 (直通)

メール kenchikushidou@city.chiyoda.lg.jp